

労働安全衛生法第10条、12条、12条の2に衛生管理者、衛生推進者の職務が大まかに示されています。下表に具体的な職務例を紹介します。

産業衛生スタッフ用衛生管理チェックリストも参考にしてください。

職務に関する規定（安衛法10条）	職務の例
<p>1. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業環境実態調査、改善 ・有害危険物の使用実態調査、改善（代替、作業方法など） ・有害作業の実態調査・改善 ・労働衛生保護具の使用作業調査、使用指導 ・作業環境対策設備の使用実態調査、使用方法の指導 ・法定作業環境測定計画 ・非常事態訓練計画 ・救急用具等の点検及び整備 ・安全衛生計画への参画、経過チェック、対策立案、評価 ・労働衛生規定等の整備・見直し ・SDSの入手、整備 ・必要資格の充足計画 ・化学物質のリスクアセスメント実施推進 ・高齢者対策 ・食中毒、感染症予防対策 ・最新情報の収集 ・担当管理者との調整
<p>2. 労働者の（安全又は）衛生のための教育の実施に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な衛生教育の調査 有害作業従事前教育、特別教育、メンタルヘルス教育 リスクアセスメント実施方法教育など ・教育計画作成 ・教材、講師の準備
<p>3. 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断実施計画の調整 ・有所見者の把握と医師の意見に対する事後措置への対応 ・健康診断結果等健康情報に関する記録の管理 ・健康に異常のある者の発見 ・健康相談体制の整備 ・未受診者受診勧奨 精密検査受診の勧奨 ・労災二次検査の受診勧奨 ・特殊健康診断実施対象作業、対象者の調査 ・長時間労働者の勤怠チェック 長時間労働者の改善 ・休職者への気配り 復職者の調整（治療と仕事の両立支援） ・体調不良者への配慮 ・産業医への定期報告

	<ul style="list-style-type: none"> ・産業医との調整（面接指導，医師の意見聴取、面接指導、健康相談 巡視、委員会） ・外部資源活用調整（地域産業保健センターなど） ・ストレスチェック実施事務従事者としての事務処理・広報、結果の集計、分析、面接指導 ・社内健康増進イベントの企画・運営 ・喫煙対策、禁煙指導 ・高齢者対策 ・健康情報の個人情報保護に関するルールづくり
<p>4. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した疾病などと業務起因性の調査、対応策検討
<p>5. 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職場巡視 ・衛生委員会の議題の提案、委員会の内容の従業員への周知 ・その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等（ S47.9.18 通達） 労働者の健康関連の出来事（日々の欠勤者、病欠者、勤務中の事故や疾病の発生、健康診断の打合せ・実施など）を記録 ・健康診断結果などの労働基準監督署への報告 ・法定記録保存・管理 ・休憩室、休養室の管理